

公布された条例のあらまし

◇奈良県税条例等の一部を改正する条例

第一 奈良県税条例の一部改正

1 法人事業税関係

平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度に係る資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）が一億円超の普通法人の事業税の税率は、次のとおりとすることとした。

付加価値割		資本割		所得割	
百分の一・二 （現行 百分 の〇・七二）	百分の〇・五 （現行 百分 の〇・三）	所得のうち年四百 万円以下の金額	所得のうち年四百 万円を超える金額	百分の〇・三 （現行 百分の一 ・六）	百分の〇・五 （現行 百分の二 ・三）
		所得のうち年八百 万円を超える金額	所得のうち年八百 万円を超える金額	百分の〇・七 （現行 百分の三 ・一）	

2 不動産取得税関係

(1) 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年（本則六月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

(2) 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得

後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

- (3) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成三十年三月三十一日まで延長することとした。

3 自動車取得税関係

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が、県が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になっているものとして車両の購入に係る補助を行う路線の運行の用に供する一般乗合用バスの取得に係る課税を免除する特例措置の適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の二十を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。

ア 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の四十を乗じて得た率とする特例措置について、対象に次のいずれにも該当する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。

ア 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に百分の六十を乗じて得た率とする特例措置について、対

象に次のいずれにも該当する車両総重量が七・五トンを超えるバス又はトラック（軽油自動車に限る。）を追加することとした。

ア 平成二十八年軽油重量車基準に適合すること。

イ エネルギー消費効率が平成二十七年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(5) 対象区域内用途廃止自動車に代わるものと知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置について、その適用期限を平成二十九年三月三十一日まで延長することとした。

4 自動車税関係

対象区域内用途廃止自動車に代わるものと知事が認める自動車を平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車に対する自動車税について、平成二十八年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除し、又は当該徴収金を還付する特例措置を講じることとした。

5 その他所要の規定の整備を行うこととした。

第二 奈良県税条例等の一部を改正する条例の一部改正

平成二十八年四月一日に施行することとされている資本金一億円超の普通法人の事業税に係る規定を削除することとした。

第三 施行期日等

1 平成二十八年四月一日から施行することとした。ただし、第二については、公布の日から施行することとした。

2 その他所要の経過措置を置くこととした。

3 関係条例について、所要の規定の整備を行うこととした。

◇産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

1 不動産取得税及び固定資産税の課税免除

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に規定する同意集積区域内における不動産取得税及び固定資産税の課税免除

の対象となる計画の同意の期限を平成二十九年三月三十一日まで一年延長することとした。

2 施行期日

平成二十八年四月一日から施行することとした。